

## 『埼玉県専門学校生の授業料軽減事業』に伴う減免制度

本校では、経済的理由により修学が困難な学生の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため授業料減免制度を実施いたします。

これは、平成 27 年度より実施されている、『埼玉県専門学校生への授業料負担事業』に関連し、認定された場合は本校の減免分に加え追加で支援を受けることが可能になります。

**減免予定額**：30 万円（学校減免 20 万円＋埼玉県（国）からの支援金 10 万円）

**募集定員**：若干名（本制度は、本校在校生を対象としております。R2 年度の入学を検討されている方で本制度に興味のある方は本校事務局までお問い合わせください。）

### 減免制度の詳細

#### 【1】減免対象となる要件等

次に掲げる要件を全て満たす場合に認定されます。

（1）**勉学に対する意欲がある学生のうち**、世帯の経済的状況が以下のいずれかの要件に該当する者。

- （ア）生活保護法による保護費の受給
- （イ）個人住民税（市町村民税及び都道府県民税）所得割非課税（税額控除前の所得割額が 0 円）
- （ウ）所得税非課税（税額控除前の税額が 0 円）
- （エ）保護者等の倒産、失職などによる家計の急変

（2）国委託事業及び本事業に伴い国、調査研究機関及び県が実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力可能な者。

（3）支援を受ける年度に取得を目指す技能・資格や目指している職業など、あらかじめ目標を定め、そのために必要な講義・実習等を受講し、その結果について自己評価を実施し、県に報告できる者。

（4）上記（1）から（3）の要件を満たす場合であっても、次に掲げる生徒は対象とならない。

- （ア）国の「被災児童生徒修学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により県から支援を受けている者。
- （イ）在留資格が出入国管理及び難民認定法で規定する「留学」に該当する者。

## **【2】減免額および支援金**

学則で定める授業料のうち、20万円を減免されます。また、本事業の申請を行い、支援金の受領できた場合はその金額分（10万円程度）が支給されます。**\*対象者にとって30万円分の負担軽減になります。**

## **【3】対象者の募集**

若干名 \*応募者多数の場合は学内選考あり。

## **【4】申請方法等**

本制度利用希望の旨を本校事務局までご連絡をお願いいたします。

## **【5】申請期間**

**2019年7月29日（月）～2019年8月2日（金）**

お問い合わせ先  
アルスコンピュータ専門学校  
学務課【担当 小林】  
048-526-0919